

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画主体	長崎県 五島市

## 五島市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 五島市 農林課 林務係  
所在地 長崎県五島市福江町 1 番 1 号  
電話番号 0 9 5 9 - 7 2 - 6 1 1 1  
F A X 番号 0 9 5 9 - 7 4 - 1 9 9 4  
メールアドレス nourin18@city.goto.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カモ、サギ、スズメ、ヒヨドリ、 鹿、台湾リス、イノシシ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	五島市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成19年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	農作物被害	16,936千円、132.2ha
	水産物被害	305千円
カモ	農作物被害	5.4千円、0.4ha
	サギ	農作物被害
スズメ	水産物被害	2,745千円
	農作物被害	385千円、11.3ha
ヒヨドリ	農作物被害	500千円、0.2ha
鹿	農作物被害	24.1千円、0.2ha
台湾リス	農作物被害	190千円、2.3ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

五島市における鳥獣被害は、カラスを中心に被害が確認され、平成19年度の全体被害額は、約2,100万円と深刻な問題となっており、被害は多種にわたっている。

また、鹿、台湾リスは、生息域が拡大していると思われる。

イノシシについても、生息域の拡大に伴い、海を渡り、五島市（奈留）への侵入が確認されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成19年度)	目標値(平成22年度)
農作物の被害額	18,042 千円	14,434 千円
水産業の被害額	3,050 千円	2,440 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>台湾リス                      生息区域を東と西の2地区に分け、2社に委託して罠を約400基設置して巡視・捕獲を行っている。</p> <p>その他の鳥獣                      有害鳥獣被害防止対策協議会を設置し、五島市猟友会に委託して銃器による駆除を行っている。</p>	<p>台湾リスの生息区域が年々拡大していることから、捕獲体制の強化と新たな捕獲手法の検討が必要と思われる。</p> <p>鳥類の被害が主なため、駆除してもすぐに飛来してくるために、継続的に駆除を行う必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>玉之浦地区の一部に防護柵を設置して、鹿と人との棲み分けを行っている。</p>	<p>既に防護柵の設置区域外に生息区域が拡大しており、今後、新たな取り組みが必要と思われる。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>台湾リスの生息状況等の調査を行い、被害区域拡大防止を図る。                      その他の鳥獣については、猟友会に委託して、有害鳥獣の捕獲を行う。                      地域住民の被害対策に係る意識啓発を図る。                      被害防止対策として捕獲を含めた、より多様な被害防止対策を行う。</p>
---

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

当面は、現在の体制での有害鳥獣捕獲を継続していく。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	カラス 鹿 タイワリス	猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行うとともに、捕獲技術の向上を進める。
21	カラス 鹿 タイワリス	猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行うとともに、捕獲技術の向上を進める。
22	カラス 鹿 タイワリス	猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行うとともに、捕獲技術の向上を進める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
平成17年度：カラス1777、カモ188、サギ36、リス1090
平成18年度：カラス2312、カモ58、サギ161、スズメ35、シカ5、リス1706
平成19年度：カラス1974、カモ60、サギ259、スズメ75、ヒヨドリ70、シカ11、リス1977
過去3年間の実績平均の1割り増し

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
カラス	2, 223	2, 223	2, 223
カモ	112	112	112
サギ	167	167	167
スズメ	60	60	60
ヒヨドリ	77	77	77
鹿	9	9	9
タイワンリス	1, 750	1, 750	1, 750

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>タイワンリスは鬼岳周辺地域に箱罠を設置して捕獲。  (4月20日～翌年3月20日)  その他の鳥獣は、市内全域を猟銃により捕獲。  (3月～10月)</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	五島市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
五島市農林課	行政機関
ごとう農業協同組合	事務局
五島市猟友会	捕獲機関

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設、食用、焼却等
-----------

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

タイワンリス等、鳥獣の生態等の分析が必要と思われる。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。